

建設建築委員会記録(No.15)

1 日 時 令和5年12月8日(金)
午前 9時59分 開会
午前10時36分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(9人)

委員 長	泉 日出夫	副委員 長	山内 涼成
委員	中島 慎一	委員	渡辺 均
委員	西田 一	委員	松岡 裕一郎
委員	木畑 広宣	委員	浜口 恒博
委員	三原 朝利		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

技術監理局長	丹 田 健 二	技術部長	井 上 和 広
契約部長	浅 井 真理子	契約制度課長	橋 本 昭 宏
契約課長	廣 渡 実 和	建設局長	石 川 達 郎
建築都市局長	上 村 周 二	都市再生推進部長	小 野 勝 也
事業推進課長	高 尾 精 一		外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	中 島 智 幸	書 記	古 園 美 嘉
---------	---------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	第182号 北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約締結について	可決すべきものと決定した。
2	第183号 新門司工場浴融炉設備他改良工事請負契約締結について	
3	第189号 市道路線の認定及び変更について	
4	第219号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
5	第220号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
6	第221号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
7	第222号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
8	第223号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
9	第224号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
10	第225号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
11	第226号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
12	第227号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市営天神島駐車場等）	
13	第228号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市営天神島駐車場等）	
14	第229号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市営天神島駐車場等）	
15	第232号 令和5年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	

16	第236号 令和5年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第1号）	可決すべきものと決定した。
17	第237号 令和5年度北九州市駐車場特別会計補正予算（第1号）	
18	請願第7号外39件について	別添請願・陳情一覧表の請願2件及び陳情38件について、閉会中継続審査の申出を行うことを決定した。
19	魅力的なまちづくりについて外2件	別添所管事務調査一覧表の事件について、閉会中継続調査の申出を行うことを決定した。
20	随意契約の点検・見直しについて	技術監理局から別添資料のとおり報告を受けた。
21	電子契約の導入について	
22	地元企業優先発注について	
23	八幡インターチェンジ周辺における物流産業拠点整備について	建築都市局から別添資料のとおり報告を受けた。

8 会議の経過

○委員長（泉日出夫君） それでは、開会します。

本日は、議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行った後、技術監理局から3件、建築都市局から1件、それぞれ報告を受けます。

初めに、議案第182号、183号、189号、219号から229号まで、232号のうち所管分、236号及び237号の以上17件を一括して議題とします。

これより採決を行います。

まず、議案第189号、219号から229号まで、232号のうち所管分、236号及び237号の以上15件について一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案15件については、いずれも可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、議案15件についてはいずれも可決すべきものと決定しまし

た。

次に、議案第182号及び183号の以上2件について一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案2件について、いずれも可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数であります。よって、議案2件についてはいずれも可決すべきものと決定しました。

以上で議案の審査を終わります。

なお、委員長報告については正副委員長に一任願います。

次に、請願・陳情の審査を行います。

本委員会に新たに付託された陳情1件を含む、お手元配付の一覧表記載の請願2件、陳情38件については、いずれも閉会中継続審査の申出を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で請願・陳情の審査を終わります。

次に、所管事務の調査を行います。

お手元配付の一覧表記載の事件について、次の定例会までの間、調査を行うこととし、閉会中継続調査の申出を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で所管事務の調査を終わります。

ここで本日の報告に関する職員を除き退室を願います。

(執行部入退室)

次に、技術監理局から随意契約の点検・見直しについて、電子契約の導入について、地元企業優先発注について、建築都市局から八幡インターチェンジ周辺における物流産業拠点整備についての以上4件について、一括して報告を受けます。契約制度課長。

○契約制度課長 技術監理局から3件、随意契約の点検・見直しについて、電子契約の導入について、地元企業優先発注について御報告いたします。そのうち、随意契約の点検・見直しについてと電子契約の導入については、11月10日の市長定例会見で発表し、議員の皆様にもお知らせしたところですが、改めて御報告いたします。

まず、1件目、随意契約の点検・見直しについてです。

それでは、タブレットの資料を御覧ください。

1の目的ですが、地方公共団体が締結する契約は競争入札が原則であり、随意契約は法令が

認める範囲で行うことができる例外的な手続です。そのため、北九州市で実施している業務委託のうち、随意契約の点検及び見直しを行い、競争性、透明性の確保を図るとともに、オープンな市政運営に努めてまいります。

2の対象ですが、予定価格100万円を超える業務委託のうち、随意契約を行ったものが点検、見直しの対象であります。

具体的には、3の内容にありますように、令和4年度の業務委託契約、約3,300件のうち、特定の相手方との随意契約1,462件について、入札や公募に移行できるものはないか、随意契約とする理由が合理的か、時代に合っているかなどの視点で、総点検を実施いたします。その結果、既にプロポーザル方式等の公募を実施している214件、約15%を含め、約3割を目標に、透明性、競争性が確保された入札や公募の手続となるように見直しいたします。

4の今後のスケジュールですが、今年度末までに取りまとめ、見直しの方針を決定し、見直した結果を令和6年7月の契約から適用いたします。

次ページに、随意契約に関する法令の概要を添付しております。

以上で随意契約の点検・見直しについての御報告を終わります。

続きまして、2件目、電子契約の導入についてです。

それでは、タブレットの資料を御覧ください。

1の目的ですが、行政手続のDXの取組の一環として、受注者の利便性向上のため、受注者主体型で電子契約を導入いたします。加えて、地元中小企業等における電子契約等のDXを進めるため、電子契約クラウドサービス事業者と締結した連携協定を基に、北九州市のより一層のDX普及、拡大を図ってまいります。

2の電子契約の対象ですが、受注者から電子契約の申出があった場合、工事、物品購入、委託契約等、全ての契約に対応いたします。ただし、書面契約が法的に求められるものなどを除きます。

3の受注者主体型電子契約の流れですが、まず、受注者は、市が協定を締結した電子契約サービス事業者からサービスを選択し、電子契約サービスを締結いたします。次に、受注者が北九州市に電子契約の承認を依頼し、市がこれを承認することで契約が成立するという手順となります。

4の連携協定の概要ですが、北九州市は、情報セキュリティに関する国際規格の取得や、地方公共団体向けサービスの提供などの一定の条件を満たす電子契約サービス事業者と11月1日に連携協定を締結しました。協定の内容は、デジタル技術を活用した全庁的な電子契約の利活用の推進や、電子契約の普及促進、デジタル化・DX推進に向けた支援などです。

5の今後のスケジュールですが、来年2月から技術監理局とデジタル市役所推進室で実施し、4月以降、全庁展開を行う予定としており、受注者には12月18日に説明会を開催し、丁寧に説明を行います。今後も、市全体でDXの取組を推進し、さらなるサービス向上を図ってまいり

ます。

次ページに、電子契約の手順、利用できる電子契約サービスを添付しております。

以上で電子契約の導入についての御報告を終わります。

続きまして、3件目、地元企業優先発注について御報告いたします。

それでは、タブレットの資料を御覧ください。

1の概要ですが、北九州市においては、地域経済の振興と地元企業の育成を図るため、地元企業優先発注に努めてまいりました。このたび、急激な物価高騰等の経済状況を踏まえ、地元企業優先発注の趣旨を徹底するために、市内に本店を置く市内企業を、市内に支店を置く準市内企業よりも指名において優先するよう見直しを行うものであります。

2の内容ですが、物品等供給契約や測量・建設コンサルタントに係る契約については、入札における指名または随意契約における選定に当たって、市内企業と準市内企業を同順位としておりますが、市内企業を第1位に、準市内企業を第2位に見直し、市内企業を準市内企業よりも指名において優先することといたします。

3の変更後の指名の考え方ですが、市内企業だけで競争性が確保できる場合は、市内企業を指名することといたします。ただし、市内企業だけでは競争性が確保できない場合や、市内企業では取り扱えない、技術的に対応できないなど一定の理由がある場合は、準市内企業、市外企業の順に指名に含めることといたします。

4の施行期日ですが、令和6年4月1日以降の指名から適用いたします。

以上で地元企業優先発注についての御報告を終わります。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 八幡インターチェンジ周辺における物流産業拠点整備についてを御報告いたします。

タブレット、八幡インターチェンジ周辺における物流産業拠点整備についての資料により説明させていただきます。1ページ目が今回の趣旨や事業概要となっており、2ページ目が位置図、3ページ目が土地利用計画図となっております。

令和5年11月9日付で、金剛土地区画整理組合設立準備委員会から北九州市へ、八幡インターチェンジ周辺の物流産業拠点の整備に向けた、土地区画整理組合設立の認可申請書が提出され、詳細な事業概要及び土地利用計画等が明らかになりましたので、状況報告させていただきます。

対象地区は、九州自動車道八幡インターチェンジや北九州都市高速馬場山出入口に近く、交通の要衝であり、市の都市計画マスタープラン及び物流拠点構想において物流・生産拠点に位置づけられているエリア内にあります。

事業目的は、対象地区の地権者で構成される組合が土地区画整理事業手法を用いて基盤整備を行い、物流産業拠点の整備を行うものです。

事業名は、北九州広域都市計画事業、金剛土地区画整理事業です。施行者は、北九州市金剛土地区画整理組合です。施行区域は、八幡西区金剛一丁目、馬場山東三丁目、大字馬場山の各一部です。2ページ目の位置図を御覧ください。具体的には、九州自動車道八幡インターチェンジより北東約2.3キロ、北九州都市高速道路馬場山出入口まで約2.2キロに位置し、北側に一般国道211号、東側に都市計画道路馬場山笹田線、西側に国道200号に囲まれた区域です。1ページにお戻りください。施行面積は、約7ヘクタールです。施行期間は、令和5年度から令和8年度を予定しています。事業費は、約11億円です。

3ページの土地利用計画図を御覧ください。本事業は、物流産業を誘致する地区として約3.5ヘクタール、生活・業務関連施設を誘致する地区として約0.9ヘクタール、住宅を誘致する地区として約0.4ヘクタールの土地の整備に加え、区画道路、上下水道等の公共施設を整備する計画となっています。

1ページにお戻りください。これまでの経緯です。令和3年7月に、地権者の方々は準備委員会を結成し、土地区画整理事業を進めるため、様々な検討や合意形成を図ってきました。令和5年3月に、準備委員会は北九州市の施策に沿った物流産業拠点としての土地利用を進めるため、北九州市に都市計画提案を申請いたしました。その後、福岡県や北九州市との公共施設管理者協議を終え、事業計画書等の作成が完了したため、令和5年11月に、準備委員会は北九州市に土地区画整理組合設立認可申請書を提出いたしました。

今後の予定は、令和6年1月の都市計画審議会へ付議し、同年2月に都市計画決定及び土地区画整理組合設立認可を予定しております。令和6年度には土地区画整理事業の工事に着手し、令和8年度に事業完了を予定しております。

以上で八幡インターチェンジ周辺における物流産業拠点整備についての報告を終わらせていただきます。

○委員長（泉日出夫君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

質問、意見はありませんか。松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） まず、随意契約に関する点検と見直しなんですけども、この目標を30%とした理由、単に15%から2倍にしたのかということと、見込みがあって目標にされたのかということと、あと、この見直しによってどのような分野、どのようなところが見直しにかかってくるのかというところで、影響があるかというところですね。

それとあと、電子契約のところですが、4つの電子契約サービス名が上がっていますが、これの導入コストはどのぐらい、いろんな幅とかあるんですけど、大体どのぐらいと把握されていて、小さい零細の業者がもし導入が難しいとなった場合、従来どおりでもいいのか、紙でもいいのか、この辺の見解を教えてください。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 随意契約、3割目標について御質問いただきました。3割については、私も随意契約の結果公表を半年に1回しておりますが、その中身、件名等を見て大ざっぱに分類してみました。可能性としては、調査研究ものや企画制作もの、イベントなど、こういう分野がまだ見直し可能ではないかと思っております。ただ、他の分野についてもゼロベースで一から見直しをしてみたいと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 契約課長。

○契約課長 電子契約の料金等について御説明させていただきます。

協定を締結させていただいている4つの事業者なんですけど、それぞれの事業者ごとにもいろいろな契約のプランがございまして、年間の契約件数が少ない場合などは安価なプランがございまして。無料プランから、最低月1万円ぐらいのプランからございまして。それ以外にも、もともと会社内にあるようなシステムと連携させるような高度なサービスとなりますと、かなり高額なものまであるということ把握させていただいております。加えまして、こちらの経費なんですけれども、うち半額について国が、IT等推進の補助金等制度を設けてございまして。こういったものの利用対象の事業となるという形で、こういった補助金の利用申請につきましても、市の産業経済局等と連携いたしまして、導入の支援をさせていただきたいと思っております。

そうはいいまして、なかなか難しいとおっしゃるところは、たくさんいらっしゃるかと思います。もちろん、電子契約につきましても、申出をいただいたものについて対応させていただくものでございまして、書面による契約等も引き続き対応させていただきたいと考えておるところでございます。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 御答弁ありがとうございました。随意契約の見直し等々ですけど、今、御説明いただいて、企画とかイベントというところのこととありまして、今後見てみると、ゼロベースの見直しでどうなるかというところだとは思いますが。1つ懸念は、各局に投げられると思うんですけど、これをやり上げないといけないみたいな、押しつけみたいにならないのかなとか。そういうことじゃなくて、趣旨は見直しを全部かけて洗い出すということであるので、過度な押しつけ、目標がありきで押しつけすれば窮屈になるんじゃないかなと思いますけど。やり上げないといけないみたいな、ミッションみたいな感じで。その辺の考えがあれば、30%進むことは物すごくいいことなんですけど、それを各局に押しつけてするような窮屈なことがないようにしていただければと思うんですけど、見解があれば。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 先ほど答弁漏れしましたが、影響等については、目標のように思われるところもあるのかなと思っております。見直しに当たっては、各局でまず自主点検をしてもらいます。積極的にプロポーザルができないか、あるいは参加者の有無を確認する公募という方法が

あります。もともと特命随契している案件、候補者がいるんですが、さらにこういう条件で入札、プロポーザルと手を挙げる業者さんがいれば競争しますよと。もう一段階、手間をかけてというところで、市民の方から見て納得度が高まる契約になるのではないかと考えています。各課が随意契約をそのまま今後もやはりしていく必要があると。そういう案件については、なぜそのまま随意契約をするのか、私どもしっかりと意見を聞きながら協議を重ねてまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 柔軟に対応していただければと思いますし、決してマイナスな意見じゃなくて、柔軟にいただければと思いますし、各局の意見もあると思うので、よろしくお願ひします。

また、事業者への電子導入については、先ほど言われた国の補助導入の支援の紹介であったり、こういう丁寧な対応をしていただいて、特に中小零細企業にも寄り添って進めていただければと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見ありませんか。西田委員。

○委員（西田一君） まず、随意契約の見直しについてお尋ねします。

松岡委員の御質問と重なる部分もあるんですが、改めて私からも、随意契約が3割となることを目標とされていますが、素人ながら個人的には、結果としての3割であるべきなのではないかなと思うんです。そうはいっても目標設定ということなんでしょうが、まず、すいません、私に対しても同様の質問になりますが、お答えいただきたいと思います。

それと、これを点検、見直しすることによって、恐らく現場の職員の皆様の事務量は増えますよね。事務量が増えるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。この質問の趣旨は、特に今、外壁落下とかあちこちで起こっていて、老朽化施設の緊急な対応とか、あるいは災害後は、あちこちいろんなところでインフラに不具合が生じます。災害後にですね、比較的軽微な工事に対して、これを律儀に入札をやっていると、早急な対応ができないじゃないかというところで、どうお考えなのかというのを伺いたい。

それと、これもまさに行革、皆さんは市政変革という言葉が使われていますが、行革のための点検、見直しであると思うんですが、効果額、だから、行革としてやるならその3割が目標もいいんだけど、効果額をどの程度お考えなのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

それと、地元企業発注については、これは本当によくぞ御決断いただいたと。我々もずっとこのことを皆さんに訴えてきて、皆さんもこれまでも心砕いていただいていたんですが、このようにきちっと決めていただいてありがたいなと思います。とにかくいろんな分野で市内企業を優先するという思いはもちろんなんですが、例えば産業経済局なんかと連携して、特殊な技術や特殊な製品を持っていて、そこが市内に1社しかないから市外企業と競争せざるを得ないとかということもあろうかと思ひます。市内にオンリーワンの企業があるんであれば何とかそ

ちらに思っているんですけど、そこのところをどうお考えなのか。例えば、似たような企業を誘致するとか、そういったことも考えられると思うんですが、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 今、委員から御質問いただきました、まず3割の目標に関しては、確かに今15%を倍の3割というところですが、ただ、この目標数値にこだわるわけではありません。一件一件をゼロベースで見た結果、随意契約に移行できるものもあれば、そうでないものもあると思います。ただ、移行できるものが本当はないのか、随意契約は競争入札の例外方法でありますので、その辺の観点で、市民の皆様から納得していただけるのかというところを意識しながら、点検、見直し協議を行ってまいります。

また、職員の事務量等の影響ですが、随意契約していた分が入札となると、一定の影響があるのかもしれませんが、今、松岡委員に御説明したように、参加者の有無を確認する公募という方法があります。今も各局においては、随意契約においてもしっかりと適切に点検した上で行っているとは思っております。業務の特殊性とかあって随意契約をしていると思いますので、もう一手間かけて、参加者の有無を確認する公募。これは、こういう条件で、こういう期間に申込みしてくださいとかというもので、入札やプロポーザルに移行する場合に比べて、公募を使えば事務量の負担はそんなに増えないとは思っております。

それと、もう一つ御質問いただきました。市内に1社だけあって、市外にもある。基本は競争入札できないかというところではありますが、そういった案件で、委員の言われた市内ではオンリーワンの特殊な商品とか、その辺また考慮しながら各課の相談を受けていきたいと思っております。

すいません、1つ忘れていました。効果額の御質問いただきました。今回、点検の見直しは、透明性、競争性の確保を目的としたものでありまして、目標額は定めておりません。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 目標額は、正直言って、どれぐらいになるかやってみないと分かんない、社会実験みたいな一面もあろうかと思っておりますので、そこは承知しました。

皆さんはどうか分かんないんですけど、私もいろんな提案や御相談を皆さんに日常的にさせてもらっていますが、結局どこに対しての相談やお願いが一番多いかというと、まちづくり整備課なんですよ。多分、断トツで多いと思います。小さいインフラ整備から比較的大きな相談まであるんですけど、特に台風の後とかは、職員さん、私が行ったら誰もいないとかということもあるんですよ。多分、あちこちでいろんな現場を見て回っていて、それを持ち帰って、あそこの現場にはこういう工事が必要だよというのをどんどん埋めていくんでしょうけど。そういうときに100万円以上は必ず入札しなさいよというのは、僕はやっぱりそぐわないんじゃないかな。特に、まちづくり整備課の皆さんというのは、あそこに行ったらあの建設会社があ

って、こういう能力を持っているというのを、相当把握、熟知されているんで。じゃ、あその現場はあそこに行ってもらおうと。そういった場合は、たとえそれが200万円であっても随意契約でやれというような、それこそ例外を使っただけだと思いたいですけど、いかがですかね。

○委員長（泉日出夫君） 技術部長。

○技術部長 災害時におけるまちづくり整備課の現場での対応ということで御質問いただきました。まず、答弁漏れがございまして、工事については、今回の随意契約の見直しの対象外ということでさせていただいています。これが一点と、それから、災害時の対応なんですけれども、委員からお話ございましたとおり災害時は各区役所まちづくり整備課が現場第一線で動いて対応しているというのが実情でございます。その際、区におきましては、環境整備事業ということで、例えば土木、舗装、交通安全等、それぞれ工種に応じて業者を既に決めております。ただ、災害時に、その業者では対応できない場合というのも今年度もございましたが、災害時におきましては、各団体さんと災害協定をそれぞれ締結しておりますので、現地で対応させていただいているといったような状況でございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） すいません。不勉強で大変恥じるばかりです。ただ、せっかくなんで、今の御答弁伺って安心したんですが、今後も災害はなくなることはありませんので、そこはしっかり守っていただきたいなど。市政変革推進室から何か突っ込んでこられても、いや、これは違うんだよというのはぜひ言っていただきたいし、もちろんそこは我々も声を大にしていこうと思います。以上です。ありがとうございました。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。渡辺委員。

○委員（渡辺均君） 西田委員と同じ随意契約の件でお尋ねしますけども、今、災害土木は別ということで、私それを質問しようかなと思って、それは駄目だということだったんですが、随意契約の契約内容は、災害土木が別であれば、どの範囲になるのか教えていただきたいと思いますが。

○委員長（泉日出夫君） 契約部長。

○契約部長 お手持ちの資料の随意契約の2ページ目にもあるんですが、まず、今回の随意契約の見直しの対象は、委託契約ということ为先ほど申し上げました。その背景としましては、委託契約の3,300件の中で、随意契約が1,462件、44%あるということが見直しをする背景にあります。それに加えて、先ほど御質問がありました公共工事については、全部の契約の中で随意契約は5%しかありません。そういったこともあって、工事は対象外にしております。災害対応については、軽微な工事以外でも、業務委託についても、2ページ目の資料に、緊急の必要により入札に付することができない場合の5号の緊急随契というものがございます。こういったものは当然、これまでどおり5号随契でやっていただくということで考えております。

私どもがこのたびターゲットにしているのは、2号の性質または目的が競争入札に適しない

場合というものでございます。この中でも、医師会等に委託している予防接種や健康診断といったものは、私どもも公募とかそういったものになじむとは思っていません。それに設備の点検とかですね。随意契約の公表している中で、先ほども答弁しましたように、イベントとか、それから企画制作ものとか、高度ではない調査研究もの、こういったものが入札や公募になじむのではないかというようなこともありまして、3割という目標を掲げさせていただきました。西田委員にも御答弁しましたが、結果として3割ということで、それを強制するとかというようなものではございません。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 渡辺委員。

○委員（渡辺均君） 随意契約の金額からすれば、これは各局ではなくて各区のまちづくり協議会あたりが窓口になるかと思えますけれども、イベント催事、調査等が対象ということでございます。私が監査委員を2年間させていただいたときに、イベント催事の中で随意契約するわけです。その中でどうしても緊急というか、イベント催事ということは地域のわがままも含めて、緊急で出費しないといけないというようなときに、どうしても時間もなし、催事とかは1日で終わる、3時間で終わるということで、緊急の出費を出すというようなことで指摘をされて、随分議論したんです。今回の点検、見直しのこれやっぱり一つの大きい対象になるかなと思ったりもするんです。あとの財産の買入れとか、こちらに書いている調査の土木とか緊急とかというのは、それ相応の緊急、随時でやらないといけないし、あとはイベントというのは、やっぱりその時々途中で事が起こると。いろいろ事故が起こったり、すべてが終わって追加があるというようなときの対応を、点検、見直しの中で、許容範囲を持ってやってやらないと各区は高齢化が進んでいて、わがままを言うと言ったらおかしいんですけども、もらえるものだったらもらってしまえとかというような、使ってしまえというような機運がありますんで、そういうのは、業者を痛めるのではなくて、それに対応するように局が、各区に指導していく、点検、見直しの中で言っていくというのも、スムーズに行事、イベントができるんじゃないかなと思います。これは要望で終わります。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見ありませんか。

ほかになければ、本日は以上で閉会します。

建設建築委員会 委員長 泉 日出夫 ㊟